

申告の際に必要な書類(添付書類)

【裏面】

- ・住宅借入金等特別控除には次の書類が必要です。必要な書類がすべて揃ってから申告してください。
- ・書類はa~kの順に左ぞろえにし、この用紙(【表面】)を一番後ろにして、左端をホチキス留めしてください。

添付書類		発行される場所等	該当欄に○印		原本 又は コピー	
新築 増改築等 中古家屋 共通	a	「住民票の写し」(個人番号が記載されていないもの)(原本) *平成28年1月1日以降に自己の居住の用に供した場合は不要です。	市役所・町役場	有	無	原本
	b	家屋(敷地の取得もあれば土地も)の「登記事項証明書」(原本) (敷地も取得した場合、抵当権等の要件がある場合があります)	管轄の法務局 (登記をした所)	有	無	原本
	c	家屋(敷地の取得もあれば土地も)の 「売買契約書」又は「請負契約書」の写し (契約日、価額、印紙の貼付、契約者の署名押印がある面をコピー)	契約の際に 作成したもの	有	無	コピー
	d	「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」(原本) (令和元年12月31日現在の残高が記載されているもの)	借入をした 金融機関等	有	無	原本
増改築等		上記a~dの書類のほかに、次のいずれかの書類が必要です				
e	いずれか	「建築確認済証」の写し	県市町村	有	無	コピー
		「検査済証」の写し	県市町村	有	無	コピー
		「増改築等工事証明書」(原本)	建築士等	有	無	原本
中古家屋		【取得の日以前20年(マンション等は25年)より前に建築された建物の場合】 (表面の適用要件⑨(2)又は(3)に該当する場合) 上記a~dの書類のほかに、次の「f」又は「g」の書類が必要です				
○表面の⑨(2)に該当する場合(耐震基準を満たす住宅)						
f	いずれか	「耐震基準適合証明書」(原本) (家屋の購入の前2年以内にその証明のための家屋の調査が終了)	建築士等	有	無	原本
		「建設住宅性能評価書」の写し (家屋の購入の前2年以内に評価されたもの)	登録住宅性能評価機関	有	無	コピー
		既存住宅売買瑕疵担保責任保険契約の「保険付証明書」(原本) (家屋の購入の前2年以内に締結されたもの)	㈱日本住宅保証検査機構等	有	無	原本
○表面の⑨(3)に該当する場合(要耐震改修住宅)(次の①②の両方)						
g	いずれか	① 耐震改修工事に係る「請負契約書」の写し	建築業者等	有	無	コピー
		② (1) 耐震改修促進法の耐震改修計画「認定申請書」の写し 及び「耐震基準適合証明書」(原本) (2) 「耐震基準適合証明申請書(仮申請書)」の写し 及び「耐震基準適合証明書」(原本) (3) 「建設住宅性能評価申請書(仮申請書)」の写し 及び「建設住宅性能評価書」の写し (4) 「既存住宅売買瑕疵担保責任保険契約の申込書」の写し 及び「既存住宅売買瑕疵担保責任保険契約が締結されていることを証する書類」	(1)~(3) 建築士等 (4) ㈱日本住宅保証 検査機構等	有	無	コピー 又は 原本
認定 低炭素 長期優良 住宅等		上記a~dの書類のほかに、次の書類が必要です (表面の確認事項「C」に該当する場合)				
h	長期優良住宅	「長期優良住宅建築等計画の認定通知書」の写し	県市町村の建設部局 又は住宅部局	有	無	コピー
		「住宅用家屋証明書」の写し 又は「認定長期優良住宅建築証明書」(原本)	市役所・町役場 建築士等	有	無	コピー 又は 原本
		「低炭素建築物新築等計画認定通知書」の写し	県市町村の建設部局 又は住宅部局	有	無	コピー
i	低炭素住宅	「住宅用家屋証明書」の写し 又は「認定低炭素住宅建築証明書」(原本)	市役所・町役場 建築士等	有	無	コピー 又は 原本
		低炭素建築物とみなされる 特定建築物「住宅用家屋証明書」(特定建築物用)(原本)	市役所・町役場	有	無	原本
共通	j	平成23年6月30日以降契約の方で補助金等の交付がある場合 「交付を受ける補助金等の額を証する書類」の写し	国・地方公共団体等	有	無	コピー
		k	平成23年6月30日以降契約の方で贈与の特例を受けた場合 「贈与を受けた金額を証する書類」の写し	預金通帳写しや 贈与税申告書写し等	有	無

- * 建築士等とは、建築士・指定確認検査機関・登録住宅性能評価機関及び住宅瑕疵担保責任法人をいいます。
- * ㈱日本住宅保証検査機構等とは、㈱日本住宅保証検査機構・住宅保証機構㈱・㈱住宅あんしん保証・ハウスプラス住宅保証㈱及び㈱ハウスジーンをいいます。

必要書類	発行される場所等	該当欄に○印		コピー 又は 原本
給与収入がある方は「申告年分の給与所得の源泉徴収票」も必要です	勤務先	有	無	コピー 又は 原本
公的年金等の収入がある方は「申告年分の公的年金等の源泉徴収票」も必要です	年金支払者	有	無	コピー 又は 原本

- * 平成31年度税制改正等において、平成31年4月1日以後に提出する確定申告書等については、給与所得、退職所得及び公的年金等の源泉徴収票の添付が不要となりました。ただし、確定申告書等には、その内容を記載する必要がありますので、税務署等で確定申告書を作成する場合は、源泉徴収票(コピー又は原本)を忘れずにお持ちください。